

旧東浅井商工会虎姫支所の売却実施要項に基づく質問書をいただきましたので下記のように回答いたします。

令和3年2月9日

長浜市商工会

記

質問事項	回 答
○実施要項 第3の3契約上の条件 (5)用途指定等の制限とありますが(1)から (4)以外に制限するものはありますか。	○今回売却の旧虎姫支所を含む周辺は、都市計画法に基づき「第2種住居地域」の指定を受けております。 別紙の「用途地域による建築物の用途制限比較表」によりご確認ください。 (詳細確認は、市役所都市建設部都市計画課にお問い合わせください。)
○実施要項 第3の3契約上の条件 (9)相関関係に関し、境界にかかる問題で、現状把握している事項などあれば開示ください。	○現在把握しているものではありません。
○契約から所有権移転までのおおよその日程はどの程度ですか。	○実施要項 第6の3および4のとおり、契約締結から30日以内に売買代金を納入いただくこととなります。 完納いただき、所有権移転登記に必要な書類の提示をいただければ商工会は速やかに提出いたします。 売買代金納入後、1ヶ月以内に登記は完了すると思われ ます。
○売却地に宅地と農地が混在しています。どのような所有権移転の流れとなるにか。	○商工会で宅地に整理の後、所有権移転登記をお願いします。

以上